

至誠清新ニュースレター

(2016年4月4日第13号)

有価証券報告書レビューの実施について

2016年3月25日に金融庁は2016年3月期以降の有価証券報告書レビューの実施について発表した。

当該レビューは①法令改正関係審査、②重点テーマ審査及び③情報等活用審査に大別される。そのうち、重点テーマ審査は以下の内容で実施される。

1. 工事契約に関する会計処理・開示
2. 棚卸資産に関する会計処理・開示
3. 包括利益計算書
4. 1株当たり情報

(引用URL)

金融庁

<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20160325-4.html>

移転価格税制関連記事を改訂

2016年3月28日に国税庁より「移転価格税制に関する事前確認の申し出について」及び「移転価格税制に関するについて「よくあるご質問とその回答」」が改訂され公表された。

(引用URL)

国税庁

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/itenkakakuzeisei/04.htm>

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/itenkakakuzeisei/01.htm>

改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の公表」

2016年3月28日に企業会計基準委員会より首題の改訂適用指針が公表された。

これは、昨年12月28日に公表された適用指

針のうち、早期適用した企業において、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表(比較情報)について明確化したものである。

(引用URL)

企業会計基準委員会

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zeikouka2016/

国際会計基準(IFRS)に基づく連結財務諸表の開示例の公表

2016年3月31日に金融庁より首題の開示例が公表された。

本開示例では以下のポイントが記載されている。

1. 最新のIFRSに対応

これまでの開示例は、IFRS任意適用開始時点(平成22年3月期)の基準に基づくものであったが、本開示例は、その後のIFRS第9号(金融商品)の改訂など、平成28年3月期までのIFRSの改訂を反映している。

2. IFRSの規定に基づく説明の充実

これまでの開示例は、表形式による開示例と、その根拠となるIFRSの規定を記載していましたが、本開示例は、企業がIFRSに基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、表形式による開示例と根拠となるIFRSの規定とを結びつける説明を充実させている。

(引用URL)

金融庁

<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20160331-5.html>